

東久留米市立第三小学校 危機管理マニュアル（概要版）

1 マニュアルの基本事項

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

教職員・関係者等への周知等

校長は、年度当初のマニュアル読み合わせ研修、毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練等を実施し、本校の全ての教職員に対し、本マニュアルの周知徹底を図り、学校安全への意識を高めます。

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を理解し、これを確実に実行し、学校安全の推進に努めます。

校長は、本校の児童に対し、新学年開始時期の学級活動、各種防災訓練等を通し、本校で想定される事故・災害等と、児童がとるべき行動について周知します。保護者に対し、PTA総会、定例保護者会等において、本校で想定される事故・災害等と発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動について周知します。

校長は、毎年開催する地域連絡運営協議会等の協議の場を通じて、関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知します。

マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、電子データとして管理するとともに、印刷製本し、校長室・職員室に配備し、非常用持ち出し品としても配備します。各教職員には、毎年度当初の読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアルを配布し、本マニュアルの内容の習熟を図ります。

マニュアルの見直しと改善

校長は、年度当初に見直しを行います。関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったときなど、随時見直しを行い、継続的に改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図ります。

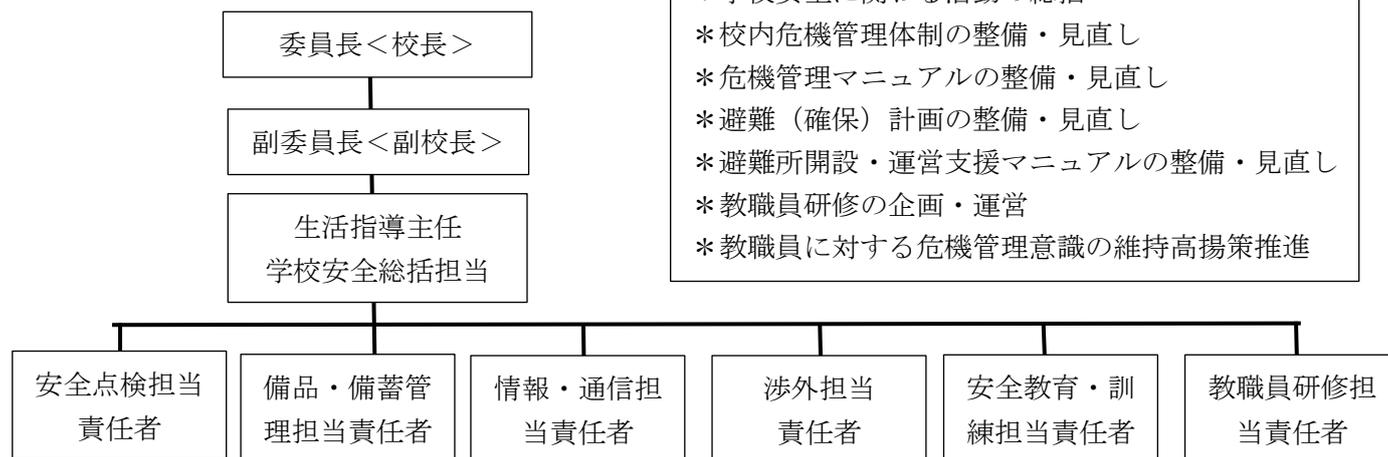
2 事前の危機管理

平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめます。

副校長、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進します。各教職員も日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していきます。

<校内安全委員会>



点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施します。

危険箇所の把握のため、点検時期・対象を明確にし、安全点検を実施し、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加し、情報共有を図ります。

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録に残します。校内のみでの対応が困難なものについては、東久留米市教育委員会を通じて専門家への対応を依頼します。

◆ 熱中症の予防措置

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WG B T）を用いた環境条件の評価を行うとともに、下表に基づいて日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下します。

暑さ指数	湿球温度	乾球温度	熱中症予防運動指針
31℃ 以上	27℃以上	35℃以上	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子供の場合には中止すべき。
28～31℃	24～27℃	31～35℃	厳重警戒（激しい運動は中止） 激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。
25～28℃	21～24℃	28～31℃	警戒（積極的に休憩） 積極的に休憩を取り適宜、水分・塩分を補給する。
21～25℃	18～21℃	24～28℃	注意（積極的に水分補給） 熱中症の兆候に注意し、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21℃ 以下	18℃以下	24℃以下	ほぼ安全（適宜水分補給） 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分を補給する。

校長は、直射日光の下での活動や風がない状態での活動を避けること、梅雨明けなど急に暑くなったときには注意することなど。教育課程内外を問わず適切な熱中症の防止措置を取るよう各教職員に指示しています。

また、校長は、各教職員に指示して、児童に対し以下の指導を行うことにより、熱中症の未然防止に努めています。

- ・ 暑い日には、帽子を着用する、薄着になる、運動するときはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- ・ 暑い日の運動前には、「体調チェック表」を用いて自らの体調を確認すること。
- ・ 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合は、躊躇なく申し出ること

食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

校長を責任者とし、アレルギー対応委員会を校内に設置し、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し、情報を共有しています。また、アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要であり、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて方法を決定します。

【食物アレルギー対応の原則】

- 食物アレルギーを有する児童生徒等にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 東久留米市教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

【食物アレルギー対応実践のながれ】

実施時期	内容
11月～3・4月	アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童を把握する。
11月～3・4月	対象となる児童の保護者への管理指導表の配布し、回収する。
1月～3・4月	管理指導表に基づき、校内での取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。
2月～3・4月	「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。
2月～3・4月	校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」において、教職員の共通理解を図る。
8月～12月	「報告会」で、改善すべき点等を検討し、保護者と連絡を取り「取組プラン」を修正する。
2月～3月	配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配布する。

犯罪被害防止に関する日常管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とします。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、児童に登下校時間の遵守を徹底させます。

時間	児童・教職員	来校者・保護者
登校時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童は西門、東門から登校する。 ● 施錠担当教職員が、7時45分に解錠し、8時30分に施錠する。 ● 児童は遅刻した場合、西門横の通用口から登校する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 常に西門横の通用口を使って出入りする。
授業中	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・教職員ともに西横の通用口を使って出入りする。 	
下校時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 施錠担当教職員が、西門、東門を下校時間開始時刻に解錠し、下校時間終了時に施錠する。 	
下校時間後	<ul style="list-style-type: none"> ● 西門横の通用口より出入りする。 	

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取ります。

- 来校者向けに、西門、東門に「来校者の方は西門横通用口から事務室受付へおいでください」と掲示する。
- 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求める。
- 一般来校者には来校者カードを配布し、首から下げるよう求める。
- 保護者には、配布された保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、首から下げるよう求める。
- 教職員は、来校者とすれ違った際にはこれらのカードを確認し、積極的に挨拶・声掛けをする。

また、通常授業日は、毎日定期的に日直担当教職員が校内巡視を行います。毎月の点検日には、安全点検担当の教職員が通学路の巡視を行います。「通学路の安全マップ」を基に、PTA・地域関係者・警察と合同での点検を実施します。PTAの協力を得て、長期休暇中の校区内パトロールを実施します。

インターネット上の犯罪被害防止対策

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、警察庁の「なくそう、子供の性被害。」、公益財団法人警察協会の「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」等のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映するようにしています。

また、校長は、毎年4月を重点期間とし、学級担任より、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合っテルールを策定するよう呼び掛け、実際にルールを守る取組を推進しています。ICT機器の利用は年々低年齢化しており、低学年のうちからこの取組を進めるようにしています。

校外活動における危機未然防止対策

校外活動では、児童の安全確保の観点から以下の点等について、事前の検討・対策を講じています。

- 校外活動先における地域固有のリスクを調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。
- 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。
- 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。特に、宿泊を伴う活動・食に関係する活動では、以下の点等について、事前の検討・対策を講じています。
- 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。
- エピペン等持参薬の管理方法について、確認する。
- 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。

校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じます。

【事前準備】

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。
- 行事の受付（来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し）についてPTAに依頼する。

【校内行事当日の対応】

- 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらい、出席者用のリボンを胸の位置につけるよう求める。
- 児童保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて持参し、首から下げるよう求める。
- 教職員は担当を決めて校内を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する。

緊急時の非常参集体制

夜間休日、休暇中などの勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、災害等のレベルに応じた緊急時の非常参集体制を下記のとおりとします。勤務時間外の非常参集については、原則として自分自身と家族の身の安全を優先することとし、自宅及び家族の安否を確認後に参集します。交通手段の途絶や通勤経路上の問題によりどうしても参集できない場合には、無理に参集せず、本部にその旨連絡を入れ、可能な場合には、在宅にて本部と連携を取りつつ、児童及び教職員の安否確認等の本部業務を支援します。

● 地震

参集体制	参集基準： 東久留米市の震度	教職員の対応			
		緊急時参集職員	校長・副校長	教務主任・学校安全担当	その他 教職員
第1次参集	4 被害なし	待機	待機	待機	待機
第2次参集	4 被害あり	参集	待機	待機	待機
第3次参集	5強又は5弱	参集	参集	参集	待機
第4次参集	6弱以上	参集	参集	参集	参集

● 風水害

参集体制	参集基準： 東久留米市の警戒レベル	教職員の対応			
		緊急時参集職員	校長・副校長	教務主任・学校安全担当	その他 教職員
第1次参集	レベル3相当 大雨警報、洪水警報	待機	待機	待機	待機
第2次参集	レベル4以上 校区内の地区に避難情報発令	参集	待機	待機	待機

事故・災害発生時の対策本部体制

事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、警戒本部、又は事故・災害対策本部を設置して対応します。

【警戒本部】

震度5弱又は5強の地震が発生した場合に、校長・副校長・教務主任・学校安全担当を構成員とし、設置します。施設被害状況、異常等の確認、災害情報等の収集等に当たります。

【学校事故・災害対策本部】

震度6強以上の地震の発生、避難所が開設されるレベルの被害の発生、学校管理下で、死亡事故、又は重篤な事故・災害が発生した場合に全教職員で役割分担をし、学校事故・災害対策本部の組織体制をとり、対応します。

保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行い、年度初めに保護者に伝達します。

【学校から家庭への緊急連絡】

- ① 一斉メール（マチコミメール）による配信：入学時に保護者のメールアドレスを登録し、その後は年度初めにアドレスの変更等確認を行う。メールアドレスの登録が困難な家庭には電話にて連絡する。
- ② 本校ウェブサイトによる連絡：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡】

- ① 電話・メールによる連絡：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- ② 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）：大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。

◆ 通信・情報収集手段

事故・災害の初期段階での通信・情報収集手段として、携帯型ラジオ、職員室設置テレビ、乾電池式充電器等を確保します。また、平時から、携帯型ラジオは、予備の電池とともに持ち出せるようにし、校長・副校長・学校安全担当は、スマートフォンを常に携帯する等により災害発生初期の情報収集に備えています。

災害発生時には、停電等により校内放送設備が使えない可能性があるため、拡声器、トランシーバー、ホイッスル等、校内の情報伝達手段を備えています。

- 公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応

- 学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

④引渡しの事前登録と引渡し方法について

年度初めに、「引渡し事前登録カード」を記入してもらい、引取り者となる保護者のための「引渡し控えカード」を児童1名につき3枚ずつ配布します。「引渡し事前登録カード」は毎年更新です。

引渡し事前カード記入・提出、更新の際には、引渡しに関する以下の点について確認ください。

- 引渡し事前登録カード及び控えカードは、毎年更新することとします。
- 引渡し控えカードは、必要事項を記入の上、財布などに入れて常に身に着けるようにしてください。
- 津波や川の氾濫、土砂災害、火災、犯罪被害等の危険がご自身の身に迫っている場合には迎えに来ないでください。
- 学校に迎えにいらした段階で周囲に危険が迫っている場合には、児童を引き渡さず保護者とともに学校に留まる、もしくは児童・教職員とともに避難場所へ避難することをご了承ください。
- 通学路にある土砂災害警戒区域は、地震や大雨の際に、二次災害としての土砂災害が想定されています。そのため、児童の送迎にはこの区域を避けて通行するようにしてください。

校外活動など通常授業とは異なる状況での事故・災害が発生した場合の対応については、活動のしおりや事前説明会等で保護者に対してお伝えします。

◆ 避難訓練の実施

(1) 訓練計画の策定

年間の避難訓練計画を策定する際には、地震及び火災の訓練については予告の有無、状況設定等に関して、以下の組み合わせで設定し、その他の訓練として、不審者侵入訓練及び弾道ミサイルに関する訓練は予告あり・授業中の設定として計画を立てます。

【地震（津波）及び火災の訓練】

事故・災害	予告有無	他の条件
地震①（津波危険あり）	予告あり	避難経路一部使用不可
②（火災あり）		管理職不在
火災①（校内より発災）	予告なし	電話不通・停電あり
②（近隣にて発災）		朝学習／休み時間／放課後

【その他の訓練】

不審者侵入（予告あり・授業中）
弾道ミサイル（予告あり・授業中）
総合防災訓練、引渡し（東久留米市開催の訓練に合わせて引渡し実施）

4月の早い段階で発災直後身を守るための基本動作・避難時の基本動作・避難経路について各クラスにおいて指導し、1学期の避難訓練は基本動作を実際に行い、決められた避難をすることができることを目標として実施します。3学期になるにつれて、事前予告なしで実施する、授業中ではなく休み時間に実施するなど、より実践的な訓練となるよう計画します。

また、訓練実施後には、訓練の効果が高められるよう、「避難訓練振り返りシート」を用いて反省事項等について指導します。不審者対応訓練等に対する訓練については、必要以上に不安にさせることのないよう配慮し、実施しますが、訓練後に不安な気持ちを持つ児童がいた場合には、スクールカウンセラー等と連携し、対応します。

(2) 家庭と連携した訓練の実施（情報伝達・引渡し訓練）

家庭と連携した訓練としては、以下の訓練を実施します。

4月中旬	● マチコミメール（一斉メール配信システム）を用いた情報伝達訓練を実施する。
5月	● 全校一斉引渡し訓練を実施する。学校公開日（土曜日）の最終校時に訓練を設定する。 ● マチコミメールで引取り依頼のメールを一斉送信した上で、引渡し事前登録カードと引渡し控えカードを使って引渡しをする。

◆ 教職員研修

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施します。基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図ります。

教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、毎月1回、学校安全担当者より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設けます。

東久留米市・東京都などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努めます。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設けます。

◆ 安全教育

(1) 安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標は以下の通りです。この目標に基づき、本校児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れ、毎年の学校安全計画を編成します。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

(2) 生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施します。

(3) 家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより児童の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施します。具体的な方法は以下のとおりです。なお、地域住民や関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前説明をし、十分な理解を得ることとし、あわせて、実施後には意見・講評等のフィードバックを得るようにします。

- 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
- 地域にある安全に関する施設（防災資料館等）や、各種副教材を活用する。
- 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
- 通学路の安全マップを作成し、点検に活用する。
- 地域で開催される安全に関する行事に参加する。

(4) 安全教育の評価と改善

安全教育の実施後、学習への取組状況の観察や成果物、児童へのアンケート、保護者へのアンケートにより、指導計画を評価し、児童の状況・事故等に関する客観的数値を合わせて検証した上で、次年度の計画を作成し、必要な資源の確保を図ります。

3 発生時(初動)の危機管理マニュアル

◆ 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断します。

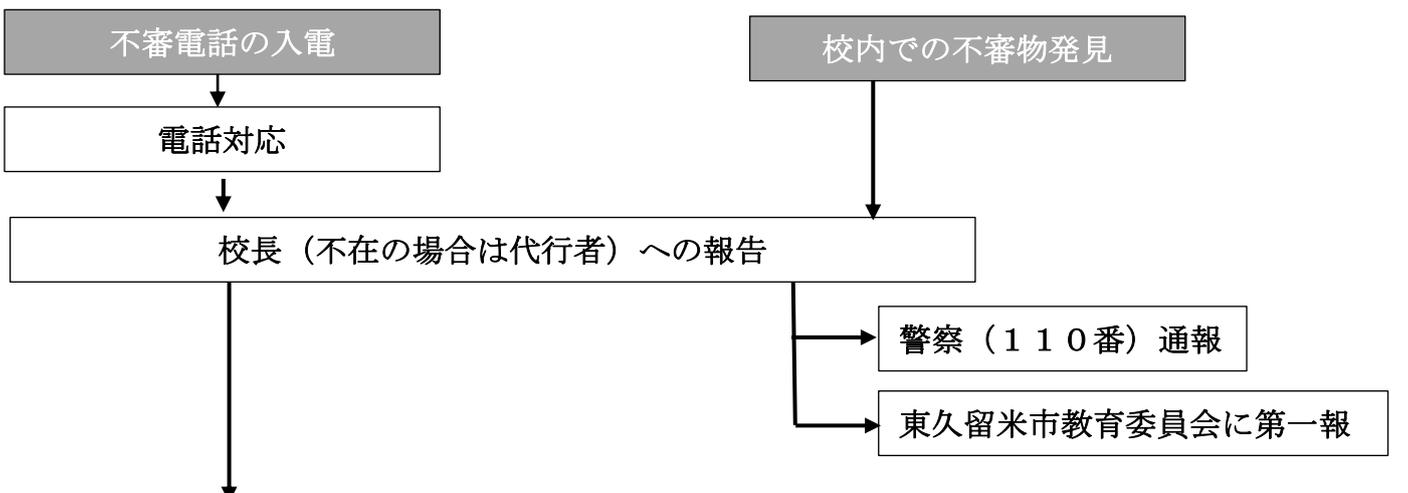
校長は、緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示し、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行います。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、東久留米市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた児童への連絡を行います。

ケース	発生時間帯	児童	教職員
通学路上で児童が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち、最も近いところへ避難。 学校に残る(又は避難した)児童は学校待機→保護者引渡し。	<ul style="list-style-type: none"> ● 被災児童の居場所へ急行(学級担任) ● (未通報の場合)110番通報等 ● 通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合	登校前	自宅待機	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	学校待機→保護者引渡し。	
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難。 学校に残る(又は避難した)児童は学校待機→保護者引渡し。	<ul style="list-style-type: none"> ● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校(又は保護者による送り)。	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	集団下校	
	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難。 学校に残る児童は集団下校。	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要に応じて通学路の巡回

※最寄り避難先:「子ども110番の家」や商店

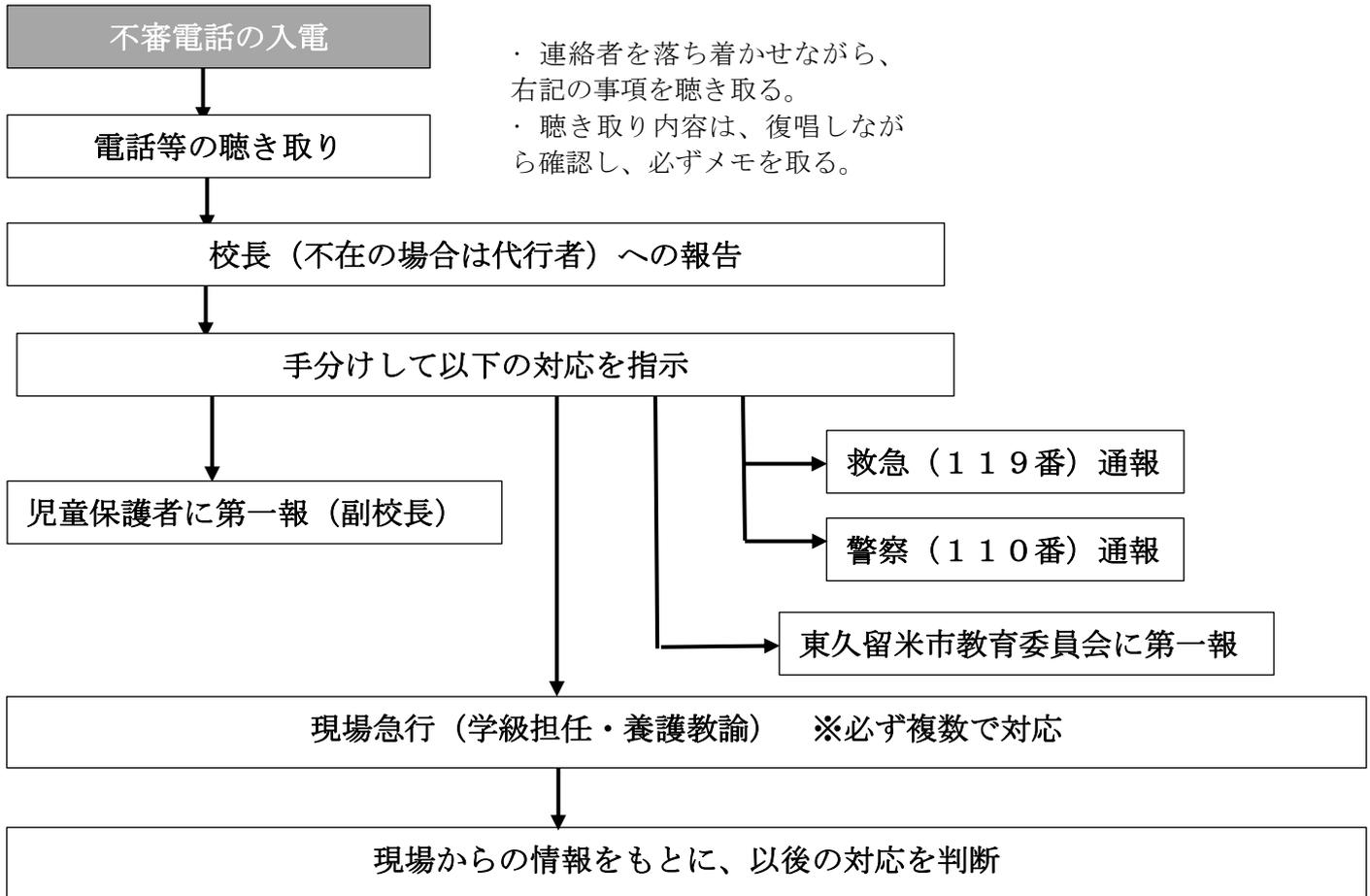
校長は、学校近隣において児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、担当教職員に指示して、速やかに関係機関へ連絡し、情報共有を図るとともに、必要に応じて学校安全を維持するための協力を依頼します。

◆ 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー



児童・教職員等に、以下の対応を指示 ※速やかに保護者に「一斉メール」で連絡			
	児童登校前	児童在校中	児童登下校時
児童	自宅待機	避難場所へ集合 →集団下校	登下校中の児童は帰宅 学校にいる児童は、避難場所へ集合→集団下校
教職員	避難場所へ集合	避難場所へ集合 →通学路の巡回	避難場所へ集合 →通学路の巡回

◆ 交通事故発生時の対応フロー



◆ 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

校長は、以下の基準に該当する状況となった場合、東久留米市教育委員会及び近隣学校等と連絡・協議した上で、臨時休業等の判断を下します。

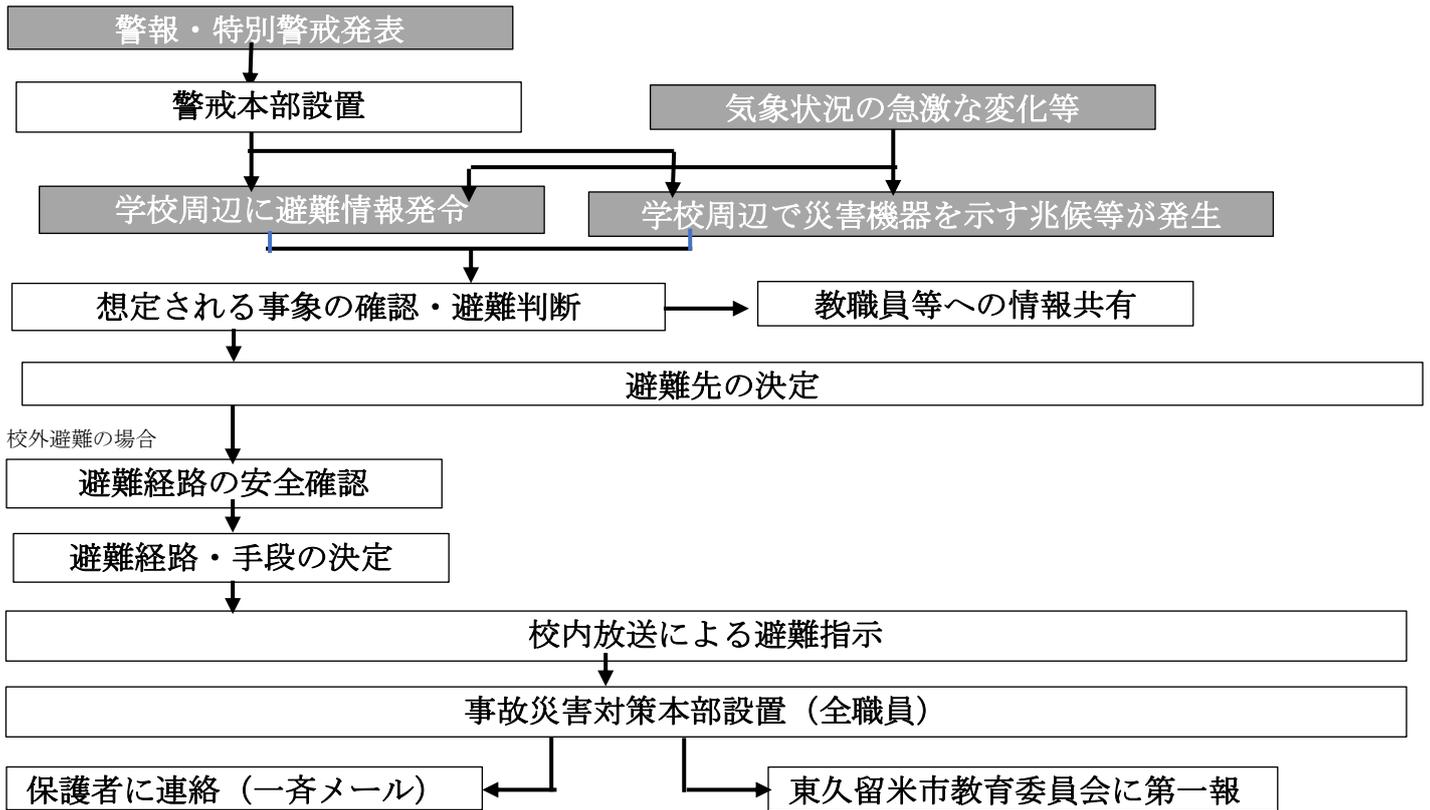
判断基準		対応	
登校前	午前6時の時点で以下のいずれかの情報が発表されている場合： * 特別警報（大雨、洪水） * 警報（大雨、洪水） * 予想される1時間最大雨量が10mm以上	自宅待機	
	午前7時の時点で	上記の特別警報・警報等が継続 上記の特別警報・警報等がすべて解除	当日は臨時休業 午後から授業を実施
	在校中	* 上記の特別警報・警報が発表された場合 * 「警報に切り替える可能性が高い注意報」が発表された場合	授業打ち切り、 集団下校又は引渡し

臨時休業等を判断した際には、速やかに一斉メール配信及び本校ウェブサイトを用いて保護者等へ連絡するとともに、東久留米市教育委員会へ報告します。

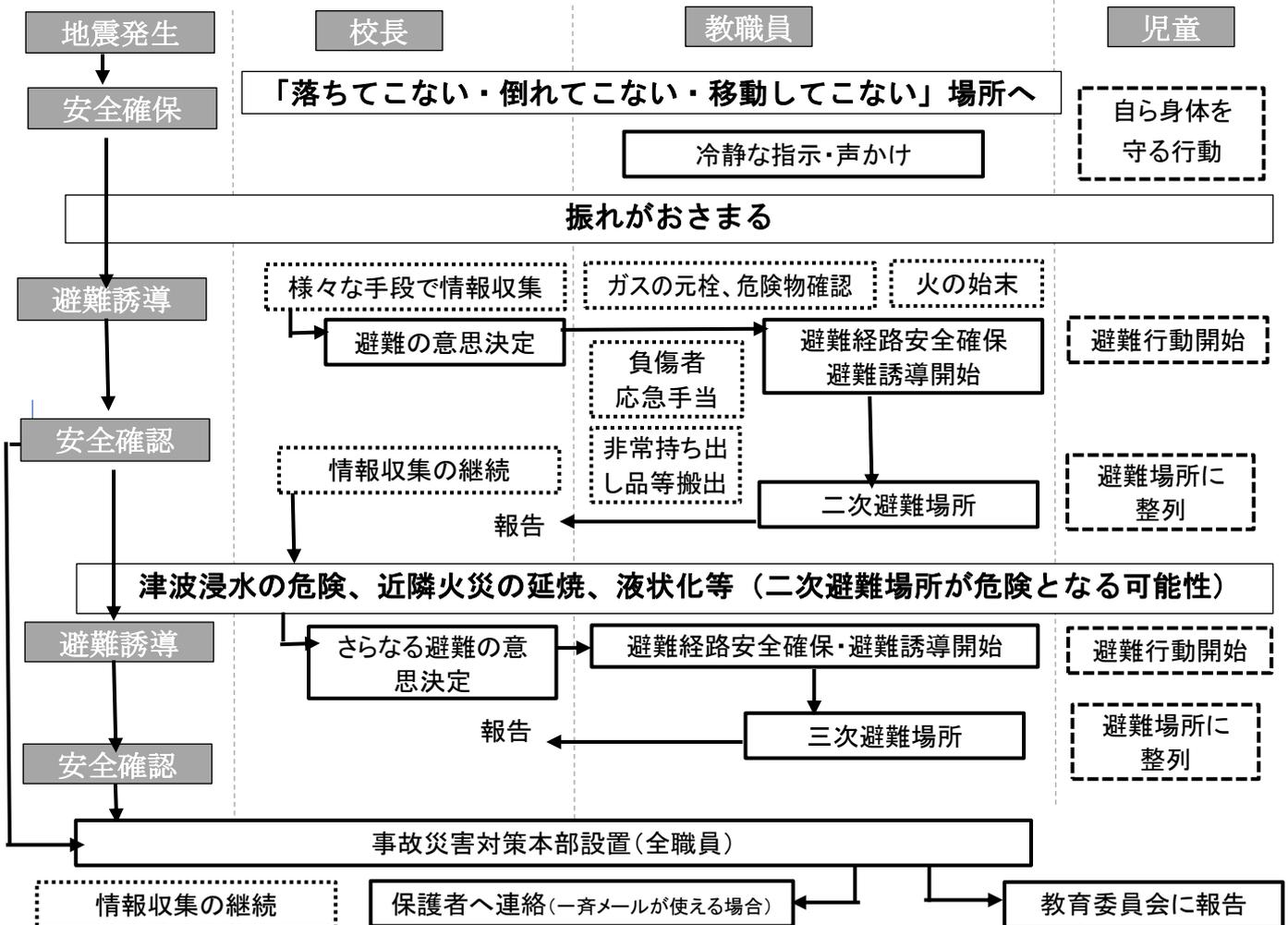
授業打ち切り後の集団下校・引渡し等は、以下の基準により判断します。

* 気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後1時間以内に予想される最大雨量が5mm以下 * 黒目川、落合川で氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報が出ていない	集団下校
* 気象庁の高解像度降水ナウキャスト、降水ナウキャスト、降水短時間予報により、校区内で今後1時間以内に予想される最大雨量が5mm以上 * 黒目川、落合川で氾濫警戒情報が発表	引き渡し
* 校区内に避難情報（高齢者等避難、避難指示）発表	待機

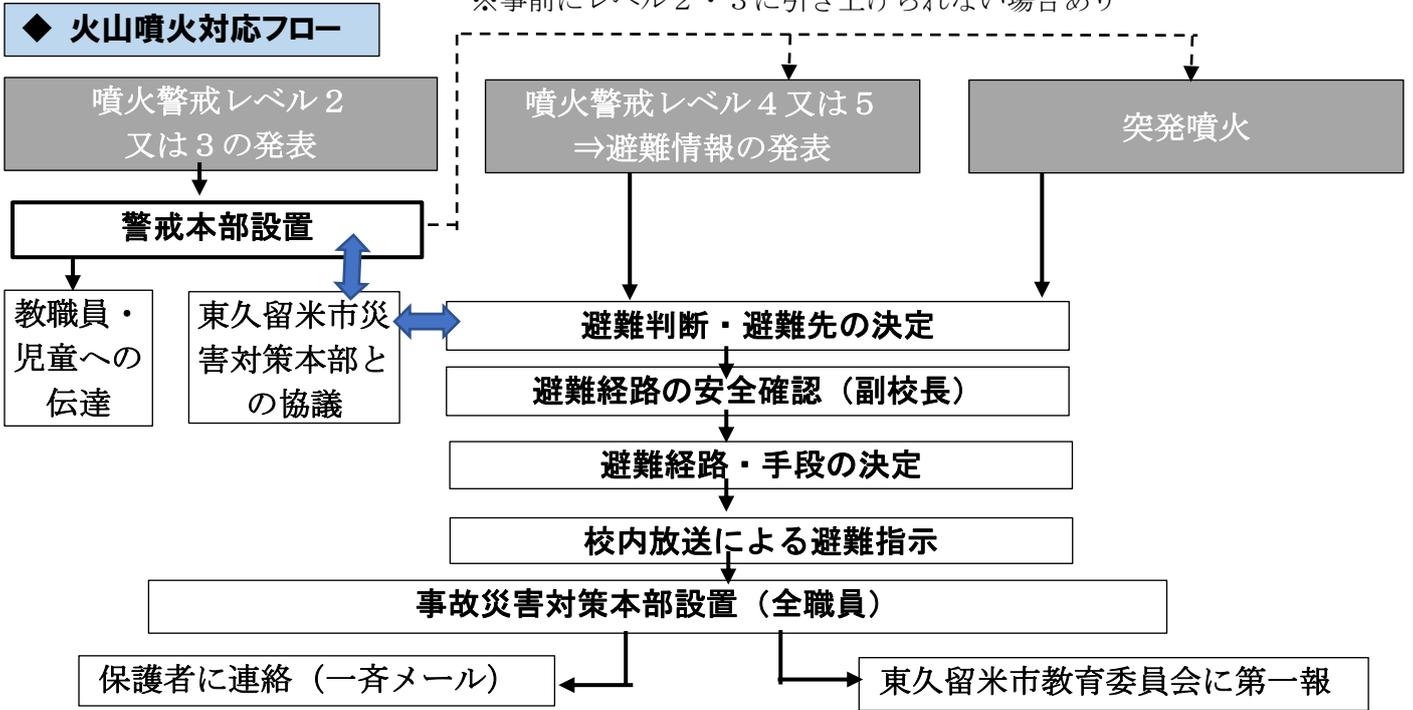
◆ 突発的な気象災害等の発生時の対応フロー(授業中)



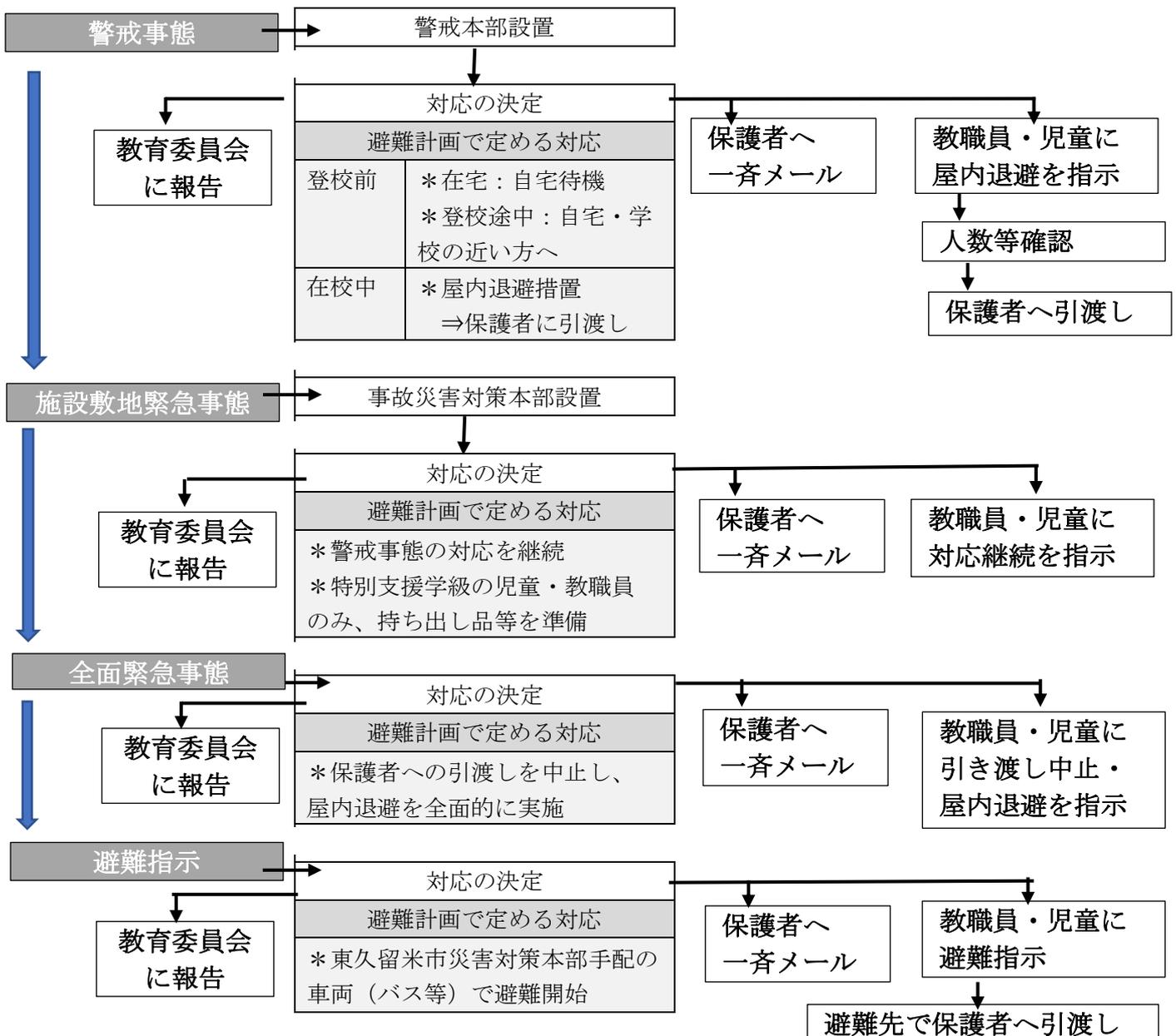
◆ 地震発生直後の対応フロー(授業中)



※事前にレベル2・3に引き上げられない場合あり



◆ 原子力災害対応フロー(UPZ内の場合)



4 事後の危機管理

◆ 安否確認

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合、教職員に指示し、児童の安否を確認します。

	安否確認実施基準（目安）
在校中・ 校外学習中	* 事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 津波警報、大津波警報が発令された場合 * 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 * 東久留米市内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 * 通学路上で、内水・河川の氾らん、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 * 学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・ 休暇中等 （学校管理 外）	* 震度5弱以上の地震が発生した場合 * 学区内で津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 * その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

なお、災害等の影響により、保護者連絡先への電話・メールによる連絡ができない場合には、以下の方法を代替手段として、安否確認の連絡を取ります。その際には、災害等により停電や通信の輻輳・途絶などが生じている状況を踏まえ、できるだけ多様な手段を用いるよう努めます。

※電話・メールが利用不能な場合の代替手段

* 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（Web171）

* SNS（LINE、Facebook、Twitter など）

* 家庭訪問（不在だった場合にはメモ等を残す）

* 避難所への巡回

* 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ

・ 本校ウェブサイトへの掲載 ・ 学校入口（校門）への掲示

・ 避難所への掲示 ・ P T A役員、地域町内会役員などへの伝言依頼

・ 東久留米市からの広報（東久留米市教育委員会を通じて要請）

また、安否確認のために教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く際には、以下の対応をとることにより、二次災害の防止に努めます。

○ 校区内の被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。

○ 原則として二人1組で行動し、単独行動は避ける。

○ 携帯電話など情報連絡手段を携帯し、学校に定時連絡を入れるなど、連絡を途絶えさせないようにする。

◆ 集団下校・引渡しと待機

（1）集団下校・引渡し・待機の判断

事故・災害等が在校中に発生した場合（登下校中に発生し、登下校途中の児童が本校へ避難してきた場合を含む）には、以下のとおり対応します。

① 事故・災害等に関する情報収集

校長は、情報収集担当者に指示し、テレビ、ラジオ、防災行政無線、東久留米市災害情報ウェブサイト以等の多様な手段をできる限り活用して、事故・災害等の発生状況・被害状況及び今後の見通し等に関する情報を収集します。

② 集団下校・引渡し・待機の判断

校長は、上記により得られた情報を総合的に勘案し、以下の判断基準を基に、児童の下校・引渡し・待機について判断します。なお、情報が十分に得られない、今後の状況が見通せないなど、不確定要素がある場合は、児童の安全を最優先とした判断を下します。

判断基準	各段階に示すすべての条件を満たす場合	対応
下記のすべての条件を満たす場合 *震度4以下、津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル3以上の発令なし *大雨警報（土砂災害）、洪水警報の発表なし *今後○時間内に大雨・土砂災害・洪水の危険性なし *各種情報源の情報より学区内に被害発生なしと判断 *担当教職員の巡回により、通学路の安全確認済み		集団下校 ※但し、保護者との事前協議により、事故・災害時に保護者への引渡しを行うこととしている児童を除く
下記のすべての条件を満たす場合 *震度5弱以上の地震 *津波警報、大津波警報の発表なし *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル4（避難指示）以上の発令なし *各種情報源から得た情報により、学区内の全体にわたる大規模な被害の発生はなしと判断される *不審者の身柄拘束済み		保護者への引渡し ※但し、保護者同伴であっても経路上の安全確保が確実にできると見なせない場合を除く
下記のいずれかに該当する場合 *津波警報又は大津波警報の発表 *大雨等に関する5段階の警戒レベルのうちレベル5（緊急安全確保）の発令 *雷ナウキャストで活動度4の発表 *竜巻注意情報の発表 *校区内での凶器を持った不審者・犯罪者が活動中（身柄拘束未了）		待機（宿泊） ※保護者が引渡しを求めて来校した場合も、危険性を説明し、待機等を勧める。

（2）集団下校

校長は、集団下校の実施を判断した場合、以下の対応を指示します。

災害対策本部 （校長・副校長・ 教務主任・学校安 全担当）	○集団下校実施時刻（本校出発時刻）の決定 ○一斉メール配信・HPを用いた保護者への連絡 ・集団下校を実施する旨、その実施時刻 ・待機を希望する場合などの連絡先、申し出期限 ・通学路での見守り等協力依頼 ・その他、学校からの連絡事項 ○通学路の見守りボランティア等への連絡 ○放課後児童クラブへの連絡 ○（必要と判断される場合）地区別担当教職員へ、集団下校への同行を指示 ○教育委員会への報
地区別担当の教職員	○地区別名簿を用い、担当地区の児童の氏名・人数を確認 ・当日の出欠状況と照合 ・事前申請で集団下校を希望しない児童を確認 ○地区別に児童を集め、安全指導（集団下校時のルール指導） ○（災害対策本部より指示があった場合）集団下校に同行

（3）保護者等への引渡し

校長は、保護者等への引渡し実施を判断した場合、以下の対応を指示します。

災害対策本部 （校長・副校長・ 教務主任・学校安 全担当）	○引渡し場所の決定 →学級担任に準備を指示（各教室、又は体育館・校庭など、状況に応じて判断） ○一斉メール配信・ウェブサイトを用いた保護者への連絡 ・学校及び児童の現状（安否情報） ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に来校しない） ※連絡不能な場合、保護者は事前ルールに従い、自動的に引渡しのため来校 ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
学級担任	○引渡し準備（引渡しカード、引渡し用名簿の準備） ○児童を引渡し場所へ移動 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡しカードの照合、保護者等の確認（引渡しカード記載の引取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○残っている児童の保護
その他教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○（必要に応じて）保護者の誘導、説明等、引渡し補佐

（４）待機

校長は、集団下校・保護者等への引渡しのいずれも実施せず、待機すると判断した場合、以下の対応を指示します。

災害対策本部 （校長・副校長・ 教務主任・学校安全担当）	<ul style="list-style-type: none"> ○担当職員に指示して、校舎・体育館等の点検を実施 ○待機場所を決定 ※候補場所の安全性が確信できない場合は、安全最優先で最適な場所を選択（地域の避難所として利用する場所は、原則として利用しない） ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集（学校に危険が迫っていないかを確認） ○教育委員会への報告 ・引渡し済み児童・待機児童・教職員の人数（うち負傷者その他の手当て・配慮が必要な人数）、待機場所及びその環境 ・必要に応じて、食料・飲料・物資等の支援要請 ○その他教職員に指示して、以下の対応を実施 ・非常食、飲料等の配布（備蓄を活用） ・毛布、その他必要な物資の配布（同上） ・不安を訴える児童への対応（養護教諭、スクールカウンセラーによる対応等）
学級担任	○学級別に児童の保護
その他教職員	○災害対策本部の指示に従い、必要な対応

（５）校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童の引渡し方法（学校に戻っての引渡し、又は現地での引渡し）を判断します。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下します。

校外活動中止・引渡しの判断に際しては、上記（１）①の情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、同②の判断基準に準じて、児童の安全を最優先とした判断を下します。特に、現地引渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断します。校外学習の中止と引渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示します。

災害対策本部 （校長・副校長・ 教務主任・学校安全担当）	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）現地引渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引渡し場所の決定 ○一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ・引渡しを実施する旨、引渡し場所、引渡しカード持参 ・保護者の安全最優先（無理に引渡し場所に来ない） ○引渡し状況に関する情報の集約 ○教育委員会への報告
引率責任者、引率教員	<ul style="list-style-type: none"> ○（現地引渡しの場合）事前に確認した現地引渡し場所の安全確認、本部への報告 ○引渡し準備（校外活動用引渡し用名簿の準備） ○児童の安全を確保しつつ、引渡し場所へ移動 ○事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○到着した保護者から順次、引渡しを実施 ・保護者等の確認（引渡し名簿記載の引取り者以外には、引渡さない） ・今後の連絡先、避難先等の確認 ・引渡しの記録（「引渡し確認・記録様式」を利用） ○災害対策本部への引渡し状況の報告 ○残っている児童の保護

◆ 被災児童生徒等の保護者への対応

(1) 事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し児童等が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該児童等の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れます。

- 第一報：事故・災害等の発生後、速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
- 第二報：事故の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

(2) 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した児童等の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名します。

事故・災害等の状況	窓口担当者
＊死亡事故 ＊治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病 ＊その他、複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等	副校長
その他の事故・災害等	学年主任

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災児童等の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名します。

また、多数の児童等が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに東久留米市教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立します。なお、被害児童の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行います。

(3) 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災児童等の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意します。

- 被災児童等の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心がける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災児童等の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

応急対応終了後	＊応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 ＊基本調査の実施予定について伝える。
基本調査段階	＊基本調査の経過及び結果について、説明する。 ＊基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 ＊今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する。
詳細調査段階	＊詳細調査の実施主体（東久留米市教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に、必要に応じて協力する。

- 在校児童への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、実施について了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災児童等が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・被災児童等の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
 - ・被災児童等の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の児童等の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
 - ・被災児童等の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。
- 被災児童等の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う

◆ 児童生徒等、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努めます。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童等の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得ます。

【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- * 死亡事故
- * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- * 複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- * その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

(1) 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明します。その際、心のケアに配慮し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受けます。

(2) 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催します。

【保護者宛て文書の記載内容】

- 事故・災害等の判明した事実の概要
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討します。

◆ 報道機関への対応

(1) 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、東久留米市教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議します。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図ります。なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、東久留米市教育委員会に支援を要請します。

(2) 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。
- 誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関する必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。
- 取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- 明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。
 - ・ 確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
 - ・ 把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。
 - ・ 決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
 - ・ 説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- 記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、東久留米市教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

◆ 教育活動の継続

(1) 事故・災害等発生後の臨時休業・臨時登校等の措置

① 事故・災害等発生後の臨時休業の判断

校長は、下記の基準に当てはまる場合、東久留米市教育委員会と協議の上、臨時休業の実施について判断します。臨時休業を決定した場合は、多様な手段を用いてその旨を保護者に連絡するとともに、教育委員会へ報告します。

【臨時休業の判断基準】

- * 震度5強以上の地震（但し、学区内の被害が軽微である場合を除く）
- * 事故・災害等により、本校に避難所が開設されるなど、校区内に大きな被害が出た場合
- * その他、事故・災害等により臨時休業が必要と認められる場合

【臨時休業の保護者等への連絡手段】

- * 一斉配信メール
- * 本校ウェブサイトへの掲載 * 学校入口（校門）への掲示
- * 避難所への掲示 * P T A 役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
- * 東久留米市からの広報（東久留米市教育委員会を通じて要請）

② 臨時登校の実施

校長は、臨時休業が10日以上継続すると見込まれる場合、必要に応じて、東久留米市教育委員会と協議の上、登校可能な児童・教職員を対象に「臨時登校日」を設けて臨時登校を実施します。臨時登校実施に際しては、上記①で示した多様な手段を用いて、保護者への連絡を行います

【臨時登校の目的】

- * 登校可能な児童、勤務可能な教職員の人数確認
- * 児童の心理面の状況把握・安定確保
- * 児童の学習環境（教科書・学用品等）における被害の実態把握

【実施上の留意点】

- * 校舎等被害の応急措置、危険箇所の立入制限等を行い、安全を確保（校舎等の被害状況により、代替施設の確保も検討）
- * ライフライン（上下水道、電力）、トイレの復旧状況を考慮
- * 通学路の安全性を確認（必要に応じ、集団登下校など安全な通学手段を検討）

(2) 学校教育の再開に向けた被害状況調査

校長は、被害状況把握担当の教職員に指示して、学校教育の再開に向け下記の被害状況を調査し取りまとめるとともに、必要な措置を講じます。

児童・教職員の被害	<p>発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に以下の情報を取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 児童及びその家族の安否、住居等の被害状況 * 教職員及びその家族の安否、住居等の被害状況
校舎等の施設、設備の被害	<p>校舎等の施設・設備について被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 ※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記 * 危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置 * 学校給食施設・備品の点検と必要な措置 * ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施） * 危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施 * 東久留米市教育委員会に対し、以下を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧 ・ ライフライン事業者による点検・復旧
通学路・通学手段の被害	<p>通学の安全確保のため、以下の情報を収集し、通常に通学手段による通学の可否について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 学校周辺及び通学路の被害状況、危険箇所 * スクールバスの運行可能性（東久留米市教育委員会を通じ、委託事業者を確認）

(3) 応急教育に係る計画の作成

校長は、上記(2)の調査結果を基に、東久留米市教育委員会と協議・連携して、以下の①～④を検討し、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を作成します。なお、計画の作成に当たっては、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童の心身の状態に配慮します。

①教育の場の確保

校舎等のうち安全が確認された箇所を用いるほか、必要に応じ、他施設（隣接校、その他の公共施設等）の借用、仮教室（仮設校舎）の建設などを検討します。なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保します。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討します。

②教育課程等の再編成

被害状況等を踏まえ、必要に応じて以下の対応を取ります。

- 授業形態の工夫（始業遅延、短縮授業、2部授業、複式授業など）
- 臨時学級編成
- 臨時時間割の作成
- 教職員の再配置・確保
- 学校行事（卒業式等）の実施方法の工夫（校庭や学校外施設の利用など）
- 給食への対応（調理不要物資を用いた簡易給食、弁当持参など）

③避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所運営組織と協議を行い、以下の点について確認・依頼します。

【避難所運営組織との協議事項】

- * 立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- * 動線設定（児童等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- * 生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

④教育活動再開時期の決定・連絡

下記の状況を考慮しつつ、東久留米市教育委員会と協議の上、教育活動の再開時期を決定します。授業再開時期を決定した後は、上記(1)②に示した手段を用いて、保護者・児童への連絡を行います。

【教育活動再開における考慮事項】

- * 学校施設の応急復旧状況
- * 危険箇所の立入禁止措置など安全対策の状況
- * ライフライン（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）復旧状況
- * 通学路の安全確保状況
- * 利用できる教室数など、教育の場の確保状況
- * 登校可能な生徒数、勤務可能な教職員数
- * 避難所としての本校の利用状況 など

(4) 被災児童への支援

①教科書・学用品等の確保

校長は、児童の学習に支障が生じないように、以下のとおり教科書・学用品等の確保に努めます。

- 災害救助法が適用された場合は、学用品の給与が実施されるため、児童の安否確認、被害状況確認を通じて得られた教科書・学用品等の損失状況に関する情報を取りまとめ、東久留米市教育委員会へ報告する。
- 当面、必要な教材・学用品等については、学校に備える教材等の有効利用により対応する。
- 教科書等がない児童への配慮のため、必要に応じ、ワークシート等を活用する。

②就学の機会確保

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により被災し就学援助が必要な児童の把握に努めるとともに、その情報を取りまとめ、日足久留米市教育委員会に報告します。

③避難・移動した児童、転出する児童への対応

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童及び転出する児童について、以下のとおり対応します。

- 避難・移動した児童について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状（在籍校への復帰時期等）を把握する。
- 転出した児童については、転出先の学校と情報交換を行い、心のケア等について十分に配慮する。

◆ 避難所運営への協力

(1) 避難所開設・運営支援の基本方針（本校の果たす役割）

本校に避難所が設置された場合、教職員は、児童の安全確保及び学校機能の維持・教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力します。

(2) 避難所開設・運営支援の実施事項

本校に避難所が開設される場合の対応については、別途、東久留米市及び地区自主防災組織と事前協議により定めた「東久留米市立第三小学校避難所開設・運営マニュアル」に従うものとします。なお、上記の避難所開設・運営マニュアルに定める本校の主な役割は、以下のとおりです。

- 施設管理者としての校舎等の安全確認、危険個所の立入禁止措置
- 事前に定めた避難所としての学校施設の利用方法（避難所空間配置図）に基づく避難所利用スペースの確認、その他スペースの立入禁止措置
- 市災害対策本部より派遣された避難所担当職員への支援
- 避難所運営組織の会議への出席・協議参加

◆ 児童生徒等の心のケア

(1) 心身の健康状態の把握

校長は、事故・災害等が発生した後、被災した児童及び事故・災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童（以下、「当該児童等」とする。）について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握します。

- 学級担任：「危機発生時の健康観察様式」を用い、当該児童等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童の状況等について情報収集を行う。これらの結果については、養護教諭に提示する。
- 保護者等からの情報収集：学級担任から保護者に「身体状況等調査票」を配布し、記入の上、学級担任まで提出を求める。学級担任は、内容を確認の上、「危機発生時の健康観察様式」とともに、養護教諭に提示する。
- 養護教諭：学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童の状況等を基に、全体的な傾向及び個別児童の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
- その他の教職員：当該児童等について注意深く観察し、気付き事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

(2) トラウマ反応への対応

トラウマを経験した児童には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れます。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●フラッシュバック	●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●感情の麻痺	●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●衝動的（暴力・自傷）	●イライラ ●非行・薬物乱用 等	●集中力の低下
身体	●吐き気・おう吐 ●かゆみなどの皮膚症状 等	●頭痛・腹痛などの身体の痛み	
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●様々な対人トラブル 等	●罪悪感	●自尊感情の低下
学習	●成績低下	●宿題忘れ	

危機発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応します。

■穏やかに子供のそばに寄り添う。

■「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。

→【不安に対して】子供の話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子供が理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子供の気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。

→【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が

痛い、おなかが痛い、息苦しいなど)を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。

→【叱らないこと】不安状態であるときに、子供はふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子供が失敗しても「けがはなかった?」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

出典：文部科学省「学校における子供の心のケアサインを見逃さないために」(平成 26 年 3 月)

(3) 心のケア体制の構築

校長は、(1)に基づき必要と認める場合には、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童等に対する心のケア体制を確立します。

[心のケア委員会]

構成員	＊校長 ＊副校長 ＊教務主任 ＊生徒指導主任 ＊保健主事 ＊養護教諭 ＊当該児童等の学級担任 【必要に応じ、以下の参加も要請する】 ＊スクールカウンセラー ＊スクールソーシャルワーカー ＊学校医
協議・ 検討事項	＊当該児童等の健康状態に関する情報の把握・共有 ＊対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、地域の専門機関等による支援の要否、など） ＊ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ＊保護者等からの相談窓口設置の要否 ＊教職員間の役割分担（ケア・指導の担当者等） ＊専門機関等の支援者の役割分担・支援内容 ＊教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

(4) 関係機関等との連携

校長は、当該児童等の心のケアを実施するに当たり、必要に応じて、地域の専門機関等（関係機関・団体など、心のケアに関する医療機関）との連携を図ります。なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るようにします。

◆ 教職員の心のケア

(1) 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討します。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設けます。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

(2) 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がけるようにします。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努めます

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

◆ 調査・検証・報告・再発防止等

(1) 東久留米市教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに東久留米市教育委員会へ報告します。

報告対象事案	* 死亡事故の発生 * 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病の発生 * その他、複数の児童・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
--------	---

なお、報告は原則として「事故・災害等発生時の第一報報告様式」を用いるものとします。

ただし、災害等により通常の情報通信手段（ファクス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先します。また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請します。

【東久留米市教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- * 被災児童等の保護者への対応
- * 被災児童等以外の保護者への説明・情報提供
- * その他、事故・災害等の発生後に必要な対応
- * 基本調査の実施
- * 報道機関への対応

(2) 基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施します。

①調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとします。

- a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
 - b) 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ、東久留米市教育委員会が必要と判断した事故
- ただし、このうち b) については東久留米市教育委員会の判断に時間を要するところから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

②調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとします。

校長	* 基本調査の全体統括・指揮
副校長	* 基本調査の取りまとめ * 教職員に対する聴き取り
教務主任	* 基本調査の取りまとめ補佐 * 教職員に対する聴き取り（記録担当） * 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭など	* 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り (児童が最も話しやすい教職員等が担当)

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させるか、東久留米市教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼します。

③調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努めます。

このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行います。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させます。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努めます。

【聴き取り時の事前説明】

- *記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- *一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- *「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- *（聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出たりしないこと

④教職員からの情報収集

調査担当（校長・副校長・教務主任）は、以下のとおり、教職員から事実関係に関する情報収集を実施します。

○記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）」※を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記載・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

○聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、東久留米市教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

⑤事故・災害等の現場に居合わせた児童からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、児童への聴き取り調査の実施を検討します。実施に当たっては、以下の点に配慮します。

○保護者への対応：聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

○聴き取り担当者：学級担任、養護教諭以外に、当該児童が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。

○心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。

○必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・副校長・教務主任）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙」を用いて時系列に取りまとめます。整理した情報は、東久留米市教育委員会に報告します。基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、1年の期間、保存します。

⑦詳細調査への協力

東久留米市教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校としてこれに協力するものとします。

(3) 評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

調査担当（校長・副校長・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出します。評価・分析の視点は、以下を基本とします。

発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 児童の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後・事後の対応	<ul style="list-style-type: none"> * 児童・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか (役割分担、情報共有・伝達等) * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	<ul style="list-style-type: none"> * 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 児童への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

②再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・副校長・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討します。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させます。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめます。

- * 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- * 被災児童保護者への説明・意見聴取
- * その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- * 関係機関等への説明・意見聴取（学校運営協議会）